

労働組合法立法史料研究Ⅳ

<労働関係法令立法史料研究会>



労働組合法立法史料研究Ⅳ

＜労働関係法令立法史料研究会＞

ま え が き

本『労働組合法立法史料研究Ⅳ』は、『労働組合法立法史料研究』(条文史料篇)及び『労働組合法立法史料研究』(解題篇)、『労働組合法立法史料研究Ⅲ』に続く、労働関係法令立法史料研究会(座長・渡辺章筑波大学名誉教授)による4冊目の研究成果である。今回は、現行の昭和24年労働組合法について、前書Ⅲと同様に、起草関係史料と審議関係史料を収録している。

本報告書は、労働立法政策研究における有用性が極めて高いことから、労働政策に関する有益な情報収集の成果である「国内労働情報」として刊行する。本報告書と併せて、これまで刊行された3冊の報告書が関係各方面で広く活用され、労働組合法のより深い理解につながることを願うものである。

なお、本書の刊行により、労働組合法立法史料の整理・提供は完結となる。

2017年3月31日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

労働組合法立法史料研究Ⅳの刊行に当たって — 昭和24年労働組合法案の起草および審議関係史料 —

1 私たち労働関係法令立法史料研究会は、JILPT 国内労働情報として、これまでに3冊の『労働組合法立法史料研究』を刊行してきた。ここでいう労働組合法は、昭和20年労働組合法（以下、「昭和20年法」という）と、昭和24年労働組合法（以下、「昭和24年法」という）の両方を含んでいる。

まず2014年5月に『労働組合法立法史料研究（条文史料篇）』、『労働組合法立法史料研究（解題篇）』の2冊を刊行し、昭和20年法および昭和24年法に関する基礎的な史料として、それぞれの立法過程における各次の草案を整理し、分析と解説を行った。また、昭和24年法については、GHQ（連合国軍総司令部）から日本側に手渡された勧告（第1回～第3回）が重要な役割を果たしたので、その勧告文書（日本語訳）も、「条文史料」の一部として収録した。

続いて、2016年3月に『労働組合法立法史料研究Ⅲ』を刊行し、昭和20年法に焦点を当てて、その起草関係史料（政府が設置した労務法制審議委員会の議事録）と審議関係史料（帝国議会での審議に備えて政府が作成した想定質疑）を収録した。

今回の『労働組合法立法史料研究Ⅳ』は、現行の昭和24年法について、前書と同様に、起草関係史料と審議関係史料を収録するものである。もっとも、昭和24年法の起草にあたっては、政府に審議会がつくられたわけではなく、代わりに、上記のGHQ勧告が出発点となった。また、法案作成の途中で、昭和20年法を基礎とした最小限の改正にとどめるというGHQの方針転換（いわゆる法案転換）が生じ、法案内容に大きな変更をもたらした。それらに関する英文の史料が、本書における起草関係史料の中心をなしている。

2 昭和24年法は、昭和24年5月22日に国会で可決されて成立し、同年6月1日に公布された（同月10日施行）。この法改正が行われた背景と経緯、GHQ勧告の概要、各次の草案の特徴と内容については、『労働組合法立法史料研究（解題篇）』の中で、既存の文献も含めて詳細に紹介しているので、参照していただきたいが（84-105頁、竹内（奥野）寿執筆。以下、「竹内解説」という）、ごく簡単にいえば、以下のとおりである。

ほとんど日本側によって作成された昭和20年法に対しては、早くからアメリカ本国より、批判と改正の示唆が伝えられていた。それが具体化する形で、昭和23年の秋、GHQ内部で3つの勧告文書が作成された。これらが翌24年1月の初頭に日本政府に手交され、その方向で改正作業が始まった。昭和20年法のとときの労務法制審議委員会のような議論の場は設けられず、労働省労政局の内部で、GHQとの調整を行いながら、秘密裡に法案の検討がなされている。

こうして政府内でいくつかの草案が作成されたが、大きな節目となったのは、2月13日付けの第5次案である。これは「労働省試案」として新聞発表され、初めて世に知られることとなった。また、これにもとづき2月20日以降、各地で公聴会が開催され、労使や学識経験者の意見が集められた。よく知られているように、この試案は、アメリカ的な交渉単位制を採用しており、また章立てにおいても「不当

労働行為」や「団体交渉」の章を設けるなど、大きな制度変更を含むものであった。

その後も政府内で検討が重ねられていたが、3月28日になって突然、GHQから新たな案（第8次案）が示された。それまでの草案とは異なって、昭和20年法を基礎として、必要最小限の修正を加えるものである。「不当労働行為」や「団体交渉」の章も、交渉単位制も、この段階で姿を消した。「法案転換」と呼ばれる、昭和24年法の立法過程における最も重要なターニングポイントである。これに対して日本側から意見と質問が出され、再度、GHQから第9次案が示されたが、わずかな修正点を除き、ほとんど第8次案と同内容である。

以後、4月21日の第12次案まで、さらに調整が行われ、法案の内容が固められる。その上で、4月25日に最終的な法案（国会提出法案）が閣議決定され、4月28日に第5特別国会に提出された。国会では、衆議院で微細な修正を受けたものの、5月13日に可決され、参議院に回付された後、上記のように、5月22日に可決・成立となった（なお、中窪裕也「労働組合法、2つの立法過程と史料研究」ビジネス・レーパー・トレンド2016年4月号3頁の中に、衆議院、参議院とも修正なしとの記述があるのは誤りであり、この場を借りて訂正しておきたい）。

3 本書では、時系列を基本としながら、史料を6つの項目に分けている。

(1) まず、「I GHQ勸告の原文」では、GHQの3つの勸告について、『労働組合法立法史料研究（条文史料篇）』に掲載した日本語訳の台本となった、英語の原文を掲載している。これらは、本研究会の基礎となる労働組合法立法史料の簿冊⑦に綴じ込まれていた（同史料および簿冊の意味については、『労働組合法立法史料研究（条文史料篇）』冒頭の「条文史料篇刊行に当たって」および『労働関係法令の立法史料研究（労働組合法関係）』（労働問題リサーチセンター、2013年）iv頁を参照）。「第1回」等の呼び名は日本語訳に従ったものであるが、手渡された日本側から見ればそのような順序になるとしても、原文の作成時期の先後は不明である。第3回勸告の原文にのみ、1948年11月24日という日付が入っている。第1回と第2回がほぼ同内容の長文（もっとも、後者は別紙（TAB A～D）を利用している。また、両者の細かな違いについては、竹内解説を参照）であるのに対し、第3回は要約版のような感じであり、行間も詰まった形でタイプされている。

なお、注意を要するのは、『労働組合法立法史料研究（条文史料篇）』に掲載したGHQ勸告の日本語訳が、必ずしも正確あるいは適切とは限らないことである。一例をあげれば、同書33頁最下行から6行目の「いかなる使用者も、雇傭の条件として、労働者が組合に加入し又は脱退することを要求してはならない」という文章の「加入し」は明らかにおかしいが、原文を見れば、“refrain or withdraw from membership in a trade union”となっており（本書7頁の真ん中あたり）、正しくは「加入せず」であることがわかる。このような例は他にも目につくところであり、また、正しく訳されている部分についても、日本語訳から英語を想像するのではなく、原文に直接に当たることができるのは、今後の研究に大いに役立つものと考えられる。

(2) 次に、「II 日本側草案へのコメント」では、1月19日付と、1月23日付の2つの英文メモランダムを収録している。これらは、国立国会図書館のTUL file（その意味については、竹内解説92頁

の注 36 を参照) に、それぞれ ESS(B) 16632、ESS(B) 16631 の一部として含まれていたもので、いずれも末尾に GHQ の労働課員だったポール・ジャクソン (Paul D. Jackson) の名前が記されている。

これらは、秘密裡に作業が行われていた初期段階における GHQ の関与を示すものであり、内容的に見て、日本側が作成した第 3 次案に対するコメントと思われる。なお、TUL file には、これらの他にも、草案に対する GHQ 側のコメントや、草案の英訳らしき史料が含まれていることを付言しておきたい。

(3) 続いて、「Ⅲ 法案転換をめぐる史料」には、①第 8 次案の原文というべき GHQ 作成の英文 (3 月 28 日付)、②これに対する日本側からの英文による意見と質問 (3 月 31 日付)、③これを受けて GHQ が作成した第 9 次案の原文 (4 月 5 日付)、の 3 つを収録している。これらも、国立国会図書館の TUL file あるいは同様に昭和 24 年法等に関する史料を収めるマイクロフィッシュの中に入っていたものである (ESS(B) 16639、ESS(H) 02324)。

①と③は、昭和 20 年法の英訳を基礎としつつ、その相当部分を抹消線で削除し、代わりに新たな条文をタイプで追加している。また、①には、かなり多くの手書き修正や書込みも加えられている。②は、両者を媒介する位置にあり、たとえば、第 9 次案の 1 条 1 項で「政策」(policies) という言葉が消えたことや、16 条として規範的効力に関する規定が復活する形で追加されたことは、明らかに、②の指摘に対応したものと思われる。

(4) 次の「Ⅳ 国会審議の準備史料」には、日本政府が国会審議の準備のために作った日本語の史料として、労働組合法案の「逐条説明」(労働省労政局名) と、同法案および労調法改正法案に関する「予想質疑」の 2 点を収録した。いずれも手書きのガリ版印刷であり、国立国会図書館の佐藤達夫文書の中に収められている (R28、コマ番号 0306、0351)。

これらの文書は、昭和 24 年法の成立直後に当時の労働省労政局長であった賀来才二郎氏の名前で出された『改正労働組合法の詳解』(中央労働学園、1949 年) の基礎になったものと思われ、実際、同書と同じ、あるいは同趣旨の文章も多く含まれているが、同書に含まれていない情報や微妙にニュアンスの異なる箇所もある。今後、昭和 24 年法の立法時における政府の解釈を知る上で、重要な手がかりとなるであろう。

(5) 以上のような立法過程を辿るうえでの参考史料として、「Ⅴ 昭和 20 年労働組合法および 24 年労働組合法の翻訳」に、出発点となる昭和 20 年法の英語訳と、完成した昭和 24 年法の英語訳を収録した。

前者は、国立公文書館が所蔵する内閣・総理府の行政文書のうち「米国から返還された公文書」の中にある労働組合法案 (返赤 41004000) に、日本語の法案に添付する形で綴じ込まれていたものである。労務法制審議委員会の答申日である 1945 年 11 月 21 日という日付があるが、1 条 1 項に“encouragement of collective bargaining”という、その後の修正を反映した言葉が入っており、最終段階の法案と思われる (冒頭に、この法案は成立したが、未施行という旨の書き込みがある)。なお、上記 (3) の①と③にも、修正を加える前の土台として昭和 20 年法の英語訳が記されており、文字の判読にあたり、あわせて利用した。

後者は、国立国会図書館の TUL file (ESS(B) 16635) の中であつた、労働省労政局名による印刷物を

採録したものである。労働組合法と労働関係調整法の英語訳がタイプではなく活字により印刷され、1冊にまとめられている。なお、これとは別に、日本占領が終わるに当たってGHQが編纂した、“History of the nonmilitary activities of the occupation of Japan, 1945 – 1951”という全55巻の文書（日本図書センターより『日本占領GHQ正史』という名称で、1990年に刊行されている）のうち、第31巻の巻末付録（Appendix 6）に、昭和24年法の英語訳が収められている。ただ、こちらでは条文見出しが省略され、また、労働委員会の委員会が“Committee”ではなく“Commission”と訳されている。現在では通常“Commission”が使われていることを考えると興味深いものがあるが、ここでは言及することとどめたい。

（6）最後に、「VI 昭和20年労働組合法関係の補遺」として、昭和20年法の立法にあたり労務法制審議委員会の中に設けられた「整理委員会」の、第1回会議（同年11月11日）の「記事」（手書きの議事メモ）を収録している。この史料は、東京大学社会科学研究所所蔵の「旧労働三法」立法関係資料、いわゆる松岡三郎教授資料の中に含まれていた（同資料目録の012）。大野緑一郎委員を委員長とする整理委員会は、2回の会議を開催した後、最初の具体的な草案を作成するという重要な役割を果たしたが、従来、議論の内容はほとんど明らかにされて来なかった（『労働組合法立法史料研究（解題篇）』22頁（渡辺章）を参照）。本史料は第1回のみで、かつメモ書きではあるが、今後の研究の重要な手がかりとなるであろう。なお、そこに記されている委員の名前と所属については、『労働組合法立法史料研究Ⅲ』の冒頭の凡例の下にあるリストを参照していただきたい。

4 以上のような内容を有する本書の刊行により、わが国の労働組合法の立法史料を歴史の奥から発掘し、体系的に整理・検証・分析し、広く提供して後世に伝えるという本研究会の目的は、十分に達成されたものと考えられる。今後、私たち自身にとっても、これらの史料を活用してさらに研究を深めて行くことが重要な課題となるが、数年間、準備段階を含めれば10年以上にわたる苦労を考えると、大きな安堵感と喜びを感じている。

既刊の3冊に引き続いて、本書の刊行に対しても、労働政策研究・研修機構の全面的なご支援とご協力をいただいた。同機構の菅野和夫理事長と担当の荻野登氏および吉田和央氏に、心より感謝を申し上げます。

なお、本書は、平成28年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「集団的労使関係法の再構成に関する基礎的研究」の研究成果の一部である。

2017年3月

労働関係法令立法史料研究会
(文責 中窪裕也)

労働関係法令立法史料研究会 参画者（五十音順）

神吉知郁子（立教大学法学部准教授）

桑村裕美子（東北大学大学院法学研究科准教授）

竹内（奥野）寿（早稲田大学法学学術院教授）

土田道夫（同志社大学法学部・法学研究科教授）

富永晃一（上智大学法学部准教授）

中窪裕也（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）

仁田道夫（東京大学名誉教授）

野川 忍（明治大学法科大学院教授）

野田 進（九州大学名誉教授）

細川 良（労働政策研究・研修機構研究員）

和田 肇（名古屋大学大学院法学研究科教授）

渡辺 章（筑波大学名誉教授）

目 次

I	G H Q 勧告の原文	1
1.	AMENDMENT OF JAPANESE LABOR LEGISLATION (第1回勧告) (1)	
2.	SUMMARY OF PROPOSED AMENDMENT TO LABOR LEGISLATION (第2回勧告) (14)	
3.	SUBJECT: Major Recommendations Relating to Revision of Japanese Labor Laws (第3回勧告) (27)	
II	日本側草案へのコメント	31
1.	MEMORANDUM -- SUBJECT: Japanese Draft Revision of Trade Union Laws (31)	
2.	MEMORANDUM -- SUBJECT: Conference Report on Japanese Draft Revision of Trade Union Law (38)	
III	法案転換をめぐる史料	42
1.	TRADE UNION LAW (第8次案の原文) (42)	
2.	Opinions and Questions of the Labor Ministry Concerning Your Recommendation given on March 26, 1949 for the Draft for Revising the Trade Union Law (53)	
3.	TRADE UNION LAW With Proposed Amendments (第9次案の原文) (64)	
IV	国会審議の準備史料	79
1.	労働組合法案逐条説明 (労働省労政局) (79)	
2.	労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案予想質疑 (98)	
V	昭和20年および24年労働組合法の翻訳	140
1.	TRADE UNION BILL (Draft Adopted by the Labor Legislation Commission of the Welfare Department) (140)	
2.	THE TRADE UNION LAW (1949) (149)	
VI	昭和20年労働組合法関係の補遺	163
1.	第一回労務法制審議委員会整理委員会 (163)	

